

参考資料

地域医療支援病院について

地域医療支援病院 業務報告要旨（令和3年度分）

I 概要

1 医療機関の概要

次のいずれかに該当すること

- ・国・都道府県・市町村・社会医療法人・公的医療機関・医療法人・一般社団・財団法人
- ・公益社団・財団法人・学校法人・社会福祉法人・独立行政法人労働者健康福祉機構
- ・次のいずれにも該当すること
 - ①エイズ治療の拠点病院又は地域がん診療拠点病院
 - ②保険医療機関の指定を受けている

200床以上の病床を有すること。（病床の種別は問わない。）

| | | |
|----------|------|------------------------------|
| 病院名 | フリガナ | シャカイリヨウホウジンチカモリカイ チカモリビショウイン |
| | | 社会医療法人近森会 近森病院 |
| 所在地 | | 高知県高知市大川筋1丁目1-16 |
| 開設者氏名 | | 社会医療法人近森会 |
| 病床数 | | 512床 |
| 承認年月日 | | 平成15年 2月 25日 |
| 業務報告書提出日 | | 令和4年 9月 26日 |

2 構造設備

医療法第21条に規定する一般の病院に必要とされる施設のほか、次の施設を有するとともに、構造設備が要件に適合すること。

- ・集中治療室・化学、細菌及び病理の検査施設・病理解剖室・研究室・講義室
- ・図書室・救急用又は患者輸送用自動車・医薬品情報管理室

| | | |
|--------------|-----------------------|----------------------|
| 集中治療室 | (主な設備) 人工呼吸器、多機能モニタ 等 | 病床数 79床 |
| 化学検査室 | (主な設備) 生化学自動分析装置 | |
| 細菌検査室 | (主な設備) 自動細菌同定感受性検査装置 | |
| 病理検査室 | (主な設備) 包埋ブロック作成装置 | |
| 病理解剖室 | (主な設備) 臓器撮影用デジタルカメラ | |
| 研究室 | (主な設備) PCR検査室 | |
| 講義室 | 室数 8室 | 収容定員 280人 |
| 図書室 | 室数 1室 | 蔵書数 19,096冊 |
| 救急又は患者搬送用自動車 | (主な設備) 酸素ポンベ、人工呼吸器 等 | 保有台数 5台 |
| 医薬品情報 管理室 | 専用室 共用室 | 床面積 30m ² |

| | |
|------|--------------------|
| 対象期間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 |
|------|--------------------|

1 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

- 紹介率及び逆紹介率（下記のいずれかに該当すること）
- ①紹介率80%以上
 - ②紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上
 - ③紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 紹介率 | (1)/(2) | 90.4% |
| ※患者数は延べ人数 | ①紹介人数 | 5,477人 |
| | ②初診患者数 | 6,057人 |
| 逆紹介率 | (3)/(2) | 305.5% |
| ※患者は延べ人数 | ③逆紹介患者数 | 18,506人 |

2 共同利用の実績

- 1 当該病院の施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための共同利用に関わる規定が病院の運営規程等に明示されていること。
- 2 利用医師等登録制度を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の五割以上であること。
- 3 利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定め、登録された医療機関等との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わせること。
- 4 共同利用のための専用の病床として、共同利用の実績を踏まえつつ、他医療機関の利用の申し出に適切かつ速やかに対応できる病床数が確保されていること。

| | |
|---------------------|----------------|
| 共同利用医療機関延べ数（病床利用のみ） | 1,134件 |
| 共同利用可能病床数 | 512床 |
| 共同利用病床利用率 | 178.9% |
| 共同利用施設・設備 | 院内の全施設 |
| 共同利用に係る規定の有無 | 有 |
| 利用医師等登録制度の担当者 | 地域医療連携センター看護師長 |
| 登録医療機関数 | 99機関 |

3 救急医療の提供の実績

- ① 救急搬送患者※1／救急医療圏人口※2 × 1,000 ≥ 2
 ② 当該医療機関における年間の救急搬送患者の受入数 ≥ 1,000人
- ※1 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者数
 ※2 高知県人口総数 (高知県推計人口調査 令和4年4月1日現在)

(1) 救急患者数

| | | |
|--------------|---------|----------|
| 救急搬送による救急患者数 | 6,493人 | (3,575人) |
| 救急搬送以外の救急患者数 | 17,248人 | (2,106人) |
| 合計 | 23,741人 | (5,681人) |

※括弧内は、入院を要した患者数

(2) 救急医療圏（2次医療圏）人口における救急搬送患者数割合（①,②のいずれかに該当すること）

| | |
|------------------------------------|---------------------|
| ① 救急搬送患者※1／救急医療圏人口※2 × 1,000 ≥ 2 | 9.5 (少数点第1位まで記入) |
| 救急医療圏人口※2 | 677,888人 |
| ② 当該医療機関における年間の救急搬送患者の受入数 ≥ 1,000人 | 6,493人 |

(3) 救急用又は患者輸送用自動車所持台数

| | |
|---------------|----|
| 救急用又は患者輸送用自動車 | 5台 |
|---------------|----|

4 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

- 1 必要な図書等を整備し、以下のような研修を定期的に行う体制が整備されていること。
 ・ 地域の医師等を含めた症例検討会
 ・ 医学・医療に関する講習会
- 2 研修目標、研修計画、研修指導体制その他研修の実施のために必要な事項を定めた研修プログラムを作成していること。
- 3 研修プログラムの管理及び評価を行うために、病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会が設置されていること。
- 4 研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること
- 5 年間12回以上の研修を開催していること。
 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれること。また、医師だけでなく、他の医療従事者を対象としたものが含まれていること。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、オンライン等での対応を検討したうえ、延期又は休止等の措置をして差し支えない。（国事務連絡の抜粋）

| | |
|---------------------|---|
| 研修の内容 | ・医学、医療に関する講演会（学術講演会） ・地域の医師等も含めた症例検討会 等 |
| 地域の医療従事者の実施回数 | 12回 |
| 合計研修者数 ※院外からの延べ参加人数 | 141人 |
| 研修体制 | 研修プログラムの有無 有 研修委員会の設置の有無 有 研修指導者数 47人 |
| 研修施設 | 会議室・作業療法室・グループ療法室 |

5 診療並びに病院の管理運営に関する諸記録の体系的な管理方法

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定め、諸記録を適切に分類して管理すること。

| | | |
|-----------------------|-----------------|------------|
| 管理責任者 | 近森 正幸 | |
| 管理担当者 | 関係部署の所属長 | |
| 診療に関する諸記録の保管場所 | 診療情報管理室、管理部事務室 | |
| 病院の管理及び運営に関する諸記録の保管場所 | 共同利用の実績 | 地域医療連携センター |
| | 救急医療の提供の実績 | 医事課 |
| | 地域医療従事者向けの研修の実績 | 地域医療連携センター |
| | 閲覧実績 | |
| | 紹介患者に対する関係帳簿 | 地域医療連携センター |

6 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

患者を紹介しようとする医師、歯科医師及び地方公共団体から諸記録の閲覧を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧させること。

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいうように掲示すること。

| | | | |
|-----------|-----------------------------------|------|------|
| 閲覧責任者 | 近森 正幸 | | |
| 閲覧担当者 | 関係部署の所属長 | | |
| 閲覧に応じる場所 | 医療相談室、地域医療連携センター、病棟スタッフステーション、医事課 | | |
| 前年度の総閲覧件数 | 133件 | | |
| 閲覧者別延べ件数 | 当該病院に患者を紹介しようとする | 医師 | 件 |
| | | 歯科医師 | 件 |
| | 地方公共団体 | | 件 |
| | その他 | | 133件 |

7 委員会の開催実績

- 1 当該地域の医師会等医療関係団体の代表、当該病院が所在する都道府県・市町村の代表、学識経験者等により構成することが適当であること。
- 2 当該病院の関係者以外の者が大半を占めるよう留意すること。
- 3 定期的（最低四半期に一回程度）に開催することを原則とし、そのほか、必要に応じて不定期に開催することを妨げない。
- 4 当該病院の管理者は、委員会から意見が提出された時は、最大限それを尊重するものであること。
※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、オンライン等での対応を検討したうえ、延期又は休止等の措置をして差し支えない。（国事務連絡の抜粋）

| | |
|----------|---|
| 委員会の開催回数 | 2回（国事務連絡（※）より適） |
| 委員会の概要 | <ul style="list-style-type: none">・第36回地域医療支援病院運営委員会 日時：令和3年10月11日（月）18:00～19:40 場所：近森病院管理棟3階会議室・第37回地域医療支援病院運営委員会 日時：令和4年3月（書面開催） |

8 患者相談の実績

病院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者及び家族等からの苦情、相談に応じられる体制を確保すること。

| | |
|----------|---|
| 相談を行う場所 | 相談窓口・病棟個別面接室 |
| 主たる相談対応者 | 医療ソーシャルワーカー 16名 |
| 相談件数 | 37,078件 |
| 相談概要 | 退院調整関係 17,008件（転院調整患者1,297人 在宅調整患者866人） 経済的相談関係 2,896件（高額医療制度や公費制度活用援助） 療養生活関係 113件（生活保護申請援助や家族代行業務など） 心理社会的相談 3,647件（療養上の不安や悩みの傾聴や情報の開示関連） その他相談援助 2,330件（介護保険関係・関係機関との情報交換や連絡） 院内調整 11,084件（院内チームとの情報交換・連絡調整・意見交換など） |

9 地域医療支援病院に求められるその他の取組（任意）

（1）病院の機能に関する第三者による評価

| | |
|----------------------|---|
| 病院の機能に関する第三者による評価の有無 | 有 |
| 評価を行った機関名、評価を受けた時期 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本医療機能評価機構 平成29年2月 ・日本医療機能評価機構 平成30年8月 (救急付加機能) <p>※コロナ禍での受審延期対応により認定期間も延長中。救急付加機能と併せて令和5年4月受審予定。</p> |

注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

（2）果たしている役割に関する情報発信

| | |
|---------------------|--|
| 果たしている役割に関する情報発信の有無 | 有 |
| 情報発信の方法、内容等の概要 | <p>病院ホームページへの掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院とは ・地域医療支援病院の具体的な役割 などについて説明 |

（3）退院調整部門

| | |
|--------------|--|
| 退院調整部門の有無 | 有 |
| 退院調整部門の有無の概要 | <p>①一般病床 部署名：地域医療連携センター</p> <p>②精神病床 部署名：総合診療センター医療相談室</p> |

（4）地域連携を促進するための取組

| | |
|---|---|
| 地域連携クリティカルパスの策定 | 有 |
| 策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 地域連携クリティカルパスを普及させるための取組 | <p>1.大腿骨頸部骨折 年3回程度、診療情報共有、症例検討や地域連携診療計画の評価・改定に向けた合同ミーティングを開催。また、各々の保険医療機関の職員が情報共有と顔の見える連携ができるよう面会を行っている。</p> <p>2.脳卒中 年3回程度、診療情報共有、症例検討や地域連携診療計画の評価・改定に向けた合同会合を開催。症例報告、県下使用状況調査報告、講演会等も開催。また、各々の保険医療機関の職員が情報共有と顔の見える連携ができるよう面会を行っている。</p> |

②高知医療センター

地域医療支援病院 業務報告要旨（令和3年度分）

| 概要

1 医療機関の概要

次のいずれかに該当すること

- ・国・都道府県・市町村・社会医療法人・公的医療機関・医療法人・一般社団・財団法人
- ・公益社団・財団法人・学校法人・社会福祉法人・独立行政法人労働者健康福祉機構

・次のいずれにも該当すること

- ①エイズ治療の拠点病院又は地域がん診療拠点病院

- ②保険医療機関の指定を受けている

200床以上の病床を有すること。（病床の種別は問わない。）

| | | |
|----------|------|--------------------------------------|
| 病院名 | フリガナ | コウチケン・コウチシビ・ヨウインキ・ヨウダ・ソリツ・コウチイヨウセンター |
| | | 高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター |
| 所在地 | | 高知県高知市池2125番地1 |
| 開設者氏名 | | 高知県・高知市病院企業団 企業長 山本 治 |
| 病床数 | | 620床 |
| 承認年月日 | | 平成19年 4月 25日 |
| 業務報告書提出日 | | 令和4年 9月 29日 |

2 構造設備

医療法第21条に規定する一般の病院に必要とされる施設のほか、次の施設を有するとともに、構造設備が要件に適合すること。

- ・集中治療室・化学、細菌及び病理の検査施設・病理解剖室・研究室・講義室
- ・図書室・救急用又は患者輸送用自動車・医薬品情報管理室

| | | | |
|--------------|-------------------------------------|---------------|--|
| 集中治療室 | (主な設備) 気管内挿管セット、移動型X線撮影装置 等 病床数 79床 | | |
| 化学検査室 | (主な設備) 臨床化学自動分析装置、小型検体前処理・搬送システム 等 | | |
| 細菌検査室 | (主な設備) フェニックス薬剤感受性自動分析装置、自動血液培養検査装置 | | |
| 病理検査室 | (主な設備) 全自動染色封入装置、全自動免疫染色装置 等 | | |
| 病理解剖室 | (主な設備) 感染対応用L型解剖台、ハイキャビネット 等 | | |
| 研究室 | (主な設備) 電子カルテ端末(可搬プロジェクター使用可) | | |
| 講義室 | 室数 5室 | 収容定員 315人 | |
| 図書室 | 室数 1室 | 蔵書数 46,000冊程度 | |
| 救急又は患者搬送用自動車 | (主な設備) 救急車、ストレッチャー、吸引器 等 保有台数 2台 | | |
| 医薬品情報 専用室 | 床面積 39.56m ² | | |
| 管理室 共用室 | | | |

II 業務報告

| | |
|------|--------------------|
| 対象期間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 |
|------|--------------------|

1 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

紹介率及び逆紹介率（下記のいずれかに該当すること）

①紹介率80%以上
②紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上
③紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 紹介率 | ①／② | 61.4% |
| ※患者数は延べ人数 | ①紹介人数 | 8,230人 |
| | ②初診患者数 | 13,398人 |
| 逆紹介率 | ③／② | 96.0% |
| ※患者は延べ人数 | ③逆紹介患者数 | 12,868人 |

2 共同利用の実績

- 当該病院の施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための共同利用に関わる規定が病院の運営規程等に明示されていること。
- 利用医師等登録制度を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の五割以上であること。
- 利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定め、登録された医療機関等との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わせること。
- 共同利用のための専用の病床として、共同利用の実績を踏まえつつ、他医療機関の利用の申し出に適切かつ速やかに対応できる病床数が確保されていること。

| | |
|---------------------|---|
| 共同利用医療機関延べ数（病床利用のみ） | 1,597件 |
| 共同利用可能病床数 | 10床 |
| 共同利用病床利用率 | 43.8% |
| 共同利用施設・設備 | 1.全身用CT装置 2.シンチカメラ 3.MRI装置 4.手術室 5.その他高知医療センターの保有する検査装置 |
| 共同利用に係る規定の有無 | 有 |
| 利用医師等登録制度の担当者 | 事務担当者 |
| 登録医療機関数 | 393機関 |

3 救急医療の提供の実績

① 救急搬送患者※1／救急医療圏人口※2 × 1,000 ≒ 2

② 当該医療機関における年間の救急搬送患者の受入数 ≒ 1,000人

※1 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者数

※2 高知県人口総数 (高知県推計人口調査 令和4年4月1日現在)

(1) 救急患者数

| | | |
|--------------|--------|----------|
| 救急搬送による救急患者数 | 3,551人 | (2,176人) |
| 救急搬送以外の救急患者数 | 5,877人 | (1,632人) |
| 合計 (うち初診患者数) | 9,428人 | (3,808人) |

※括弧内は、入院を要した患者数

(2) 救急医療圏 (2次医療圏) 人口における救急搬送患者数割合 (①,②のいずれかに該当すること)

| | |
|------------------------------------|---------------------|
| ① 救急搬送患者※1／救急医療圏人口※2 × 1,000 ≒ 2 | 5.2 (少数点第1位まで記入) |
| 救急医療人口※2 | 677,888人 |
| ② 当該医療機関における年間の救急搬送患者の受入数 ≒ 1,000人 | 3,551人 |

(3) 救急用又は患者輸送用自動車所持台数

| | |
|---------------|----|
| 救急用又は患者輸送用自動車 | 2台 |
|---------------|----|

4 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

1 必要な図書等を整備し、以下のような研修を定期的に行う体制が整備されていること。

- ・ 地域の医師等を含めた症例検討会
- ・ 医学・医療に関する講習会

2 研修目標、研修計画、研修指導体制その他研修の実施のために必要な事項を定めた研修プログラムを作成していること。

3 研修プログラムの管理及び評価を行うために、病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会が設置されていること。

4 研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること

5 年間12回以上の研修を開催していること。

研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれること。また、医師だけでなく、他の医療従事者を対象としたものが含まれていること。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、オンライン等での対応を検討したうえ、延期又は休止等の措置をして差し支えない。（国事務連絡の抜粋）

| | |
|---------------------|--|
| 研修の内容 | ・ 医学、医療に関する講演会（学術講演会） ・ 地域の医師等も含めた症例検討会 等 |
| 地域の医療従事者の実施回数 | 31回 |
| 合計研修者数 ※院外からの延べ参加人数 | 707人 |
| 研修体制 | 研修プログラムの有無 有 研修委員会の設置の有無 有 研修指導者数 51人 |
| 研修施設 | 研修室・がんサポートセンター4階研修室・くろしおホール・なるほどライブラリ |

5 診療並びに病院の管理運営に関する諸記録の体系的な管理方法

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定め、諸記録を適切に分類して管理すること。

| | | |
|-----------------------|-----------------|---------|
| 管理責任者 | 小野 憲昭（病院長） | |
| 管理担当者 | 医療情報センター長 | |
| 診療に関する諸記録の保管場所 | 電子カルテ内にデータで保管 | |
| 病院の管理及び運営に関する諸記録の保管場所 | 共同利用の実績 | 地域医療連携室 |
| | 救急医療の提供の実績 | 電子カルテ内 |
| | 地域医療従事者向けの研修の実績 | 院内各部局 |
| | 閲覧実績 | 事務局総務課 |
| | 紹介患者に対する関係帳簿 | 電子カルテ内 |

6 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

患者を紹介しようとする医師、歯科医師及び地方公共団体から諸記録の閲覧を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧させること。

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいように掲示すること。

| | | | |
|-----------|----------------------|--|-----|
| 閲覧責任者 | 病院長 小野 憲昭（総務課分は企業長） | | |
| 閲覧担当者 | 総務課長・地域医療連携室長 | | |
| 閲覧に応じる場所 | 事務局、会議室、応接室、診察室、面談室等 | | |
| 前年度の総閲覧件数 | | | 13件 |
| 閲覧者別延べ件数 | 当該病院に患者を紹介しようとする | | 件 |
| | 医師 | | 件 |
| | 歯科医師 | | 件 |
| | 地方公共団体 | | 件 |
| | その他 | | 13件 |

7 委員会の開催実績

- 1 当該地域の医師会等医療関係団体の代表、当該病院が所在する都道府県・市町村の代表、学識経験者等により構成することが適当であること。
 - 2 当該病院の関係者以外の者が大半を占めるよう留意すること。
 - 3 定期的（最低四半期に一回程度）に開催することを原則とし、そのほか、必要に応じて不定期に開催することを妨げない。
 - 4 当該病院の管理者は、委員会から意見が提出された時は、最大限それを尊重すること。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、オンライン等での対応を検討したうえ、延期又は休止等の措置をして差し支えない。（国事務連絡の抜粋）

| | |
|----------|--|
| 委員会の開催回数 | 4回 |
| 委員会の概要 | ・第42回～第45回高知医療センター地域医療支援病院運営委員会 (報告資料による書面開催) |

8 患者相談の実績

病院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者及び家族等からの苦情、相談に応じられる体制を確保すること。

| 相談を行う場所 | 相談窓口・相談室・その他（病室・病棟ICルーム） |
|----------|--|
| 主たる相談対応者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワーカー 10名 (地域医療連携室8名、こころのサポートセンター2名) ・看護師 9名 ・がん相談員 2名 ・事務員 2名 |
| 相談件数 | 8,375件 |
| 相談概要 | <ul style="list-style-type: none"> ①転退院調整関係 <ul style="list-style-type: none"> ・各病棟に入退院支援職員（ソーシャルワーカー、看護師）を配置し、すべての入院患者に対し、入院3日以内にスクリーニングを行い、支援が必要な方を抽出、早期に介入し転退院支援を行う。 ②療養中の心理的・社会的問題の解決 <ul style="list-style-type: none"> ・治療や退院後の生活に対する不安・悩みの傾聴や情報提供、関係機関への連絡・調整など ③経済的問題の解決、不安の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護などその他各種社会保障制度の紹介、申請支援 ④公費制度（自立支援、更生医療、介護保険、障害手帳、年金等）の申請手続きの紹介、申請支援 ⑤受診・受療の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・退院後の外来リハビリや緩和ケア外来等への受診調整 ・外来患者の地域医療機関への受診調整 ⑥がん相談 <ul style="list-style-type: none"> ・がんについて治療、情報、セカンドオピニオン、緩和ケア、医療費や生活費など様々な相談への対応 ⑦小児患者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・転院調整、関係機関を集めたカンファレンスの開催、両親に対する各種支援など ⑧その他相談援助 <ul style="list-style-type: none"> ・その他、院内各部署との情報・意見交換、連絡調整、院外関係機関（行政、警察、児相など）との連絡調整、情報提供など |

9 地域医療支援病院に求められるその他の取組（任意）

（1）病院の機能に関する第三者による評価

| | |
|----------------------|--|
| 病院の機能に関する第三者による評価の有無 | 有 |
| 評価を行った機関名、評価を受けた時期 | 日本医療機能評価機構 平成31年2月16日 救急（付加機能）については、平成31年3月7日認定 |

注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

（2）果たしている役割に関する情報発信

| | |
|---------------------|---|
| 果たしている役割に関する情報発信の有無 | 有 |
| 情報発信の方法、内容等の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページで当院の役割や受診方法等を説明 ・地域医療連携通信「にじ」（機関紙・年4回）で主に医療機関向けに情報発信（病院の最新の診療現場情報や研修・講習会などのイベント情報など） ・LINEを利用した情報発信（研修・講習会などのイベント情報など） ・地域の医療機関への訪問や研修・講習会等 |

（3）退院調整部門

| | |
|--------------|---|
| 退院調整部門の有無 | 有 |
| 退院調整部門の有無の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療センター地域医療連携室に退院調整部門を設けている。 <p>◆地域医療センターの体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター長 1人（医師） ・副センター長 2人（看護師・事務） ・地域医療連携室長 1人（事務） ・ソーシャルワーカー 10人 ・看護師 9人 ・事務 3人（内、委託1人） ・医療事務（前方連携）4人（委託） <p>退院支援のSWと看護師を各病棟に配置し、全入院患者へのスクリーニングを行い、支援が必要な方に対し早期に介入することで、速やかな退院支援を実施している。</p> |

（4）地域連携を促進するための取組

| | |
|---|---|
| 地域連携クリティカルパスの策定 | 有 |
| 策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 地域連携クリティカルパスを普及させるための取組 | <p>2008年から「高知中央・高幡・安芸医療圏脳卒中地域連携の会」に加入し、計画管理病院として脳卒中地域連携パスの運用を行っている。</p> <p>会では合同会合を開催して、症例研究、情報共有、指標の作成等を行い、参加機関の連携を強化している。2020年度からは、高知あんしんネットを利用したパス運用を開始した。</p> <p>院内においては、医師を中心に看護師、ソーシャルワーカー等のコメディカルがチームで動く態勢が構築されている。また「がん地域連携パス」の策定にも取り組んでいる。</p> |

③高知赤十字病院

地域医療支援病院 業務報告要旨（令和3年度分）

| 概要

1 医療機関の概要

次のいずれかに該当すること

- ・国・都道府県・市町村・社会医療法人・公的医療機関・医療法人・一般社団・財団法人
- ・公益社団・財団法人・学校法人・社会福祉法人・独立行政法人労働者健康福祉機構

・次のいずれにも該当すること

- ①エイズ治療の拠点病院又は地域がん診療拠点病院

- ②保険医療機関の指定を受けている

200床以上の病床を有すること。（病床の種別は問わない。）

| 病院名 | フリガナ | ニホンセキシ ユウジ シャコウセキシ ユウジ ピヨウイン |
|----------|------|------------------------------|
| | | 日本赤十字社 高知赤十字病院 |
| 所在地 | | 高知県高知市秦南町一丁目4番63-11号 |
| 開設者氏名 | | 日本赤十字社 |
| 病床数 | | 402床 |
| 承認年月日 | | 平成17年 8月 16日 |
| 業務報告書提出日 | | 令和4年 9月 22日 |

2 構造設備

医療法第21条に規定する一般の病院に必要とされる施設のほか、次の施設を有するとともに、構造設備が要件に適合すること。

- ・集中治療室・化学、細菌及び病理の検査施設・病理解剖室・研究室・講義室
- ・図書室・救急用又は患者輸送用自動車・医薬品情報管理室

| | | |
|--------------|-------------------------------------|--------------|
| 集中治療室 | (主な設備) 人工呼吸器、搬送用呼吸器 等 | 病床数 30床 |
| 化学検査室 | (主な設備) 生化学自動分析装置、全自動化学発光免疫測定装置 等 | |
| 細菌検査室 | (主な設備) 全自動細菌検査装置、全自動血液培養装置 等 | |
| 病理検査室 | (主な設備) FISH染色自動前処理装置、FISH染色鏡顕システム 等 | |
| 病理解剖室 | (主な設備) バイオハザード対応電動昇降機式解剖台、臓器撮影台 等 | |
| 研究室 | (主な設備) 電子カルテ、小型吸引器 等 | |
| 講義室 | 室数 3室 | 収容定員 計320人 |
| 図書室 | 室数 1室 | 蔵書数 3,600冊程度 |
| 救急又は患者搬送用自動車 | (主な設備) 除細動装置、人工呼吸器 等 | 保有台数 1台 |
| 医薬品情報 管理室 | 専用室 床面積 m ² | |
| | 共用室 薬剤事務室と併用 | |

II 業務報告

| | |
|------|--------------------|
| 対象期間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 |
|------|--------------------|

1 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

紹介率及び逆紹介率（下記のいずれかに該当すること）

①紹介率80%以上
②紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上
③紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 紹介率 | ①／② | 76.1% |
| ※患者数は延べ人数 | ①紹介人数 | 6,690人 |
| | ②初診患者数 | 8,787人 |
| 逆紹介率 | ③／② | 121.4% |
| ※患者は延べ人数 | ③逆紹介患者数 | 10,675人 |

2 共同利用の実績

- 1 当該病院の施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための共同利用に関わる規定が病院の運営規程等に明示されていること。
- 2 利用医師等登録制度を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の五割以上であること。
- 3 利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定め、登録された医療機関等との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わせること。
- 4 共同利用のための専用の病床として、共同利用の実績を踏まえつつ、他医療機関の利用の申し出に適切かつ速やかに対応できる病床数が確保されていること。

| | |
|---------------------|--|
| 共同利用医療機関延べ数（病床利用のみ） | 1,574件 |
| 共同利用可能病床数 | 30床 |
| 共同利用病床利用率 | 152.5% |
| 共同利用施設・設備 | ・全病棟 　・各科外来 　・手術室 　・透析室 　・救命救急センター 　・健康管理センター 　・放射線科部門 　・検査部門 　・薬剤部門 　・リハビリテーション科部門 　・医療社会事業部（地域医療連携室、医療相談支援センター） ・図書室 　・会議室 　・高額医療機器（CT, MRI, RI, 脳波, エコー） |
| 共同利用に係る規定の有無 | 有 |
| 利用医師等登録制度の担当者 | 地域医療連携課長 |
| 登録医療機関数 | 201機関 |

3 救急医療の提供の実績

- ① 救急搬送患者※1／救急医療圏人口※2 × 1,000 ≒ 2
 ② 当該医療機関における年間の救急搬送患者の受入数 ≒ 1,000人
- ※1 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者数
 ※2 高知県人口総数 (高知県推計人口調査 令和4年4月1日現在)

(1) 救急患者数

| | | |
|--------------|---------|----------|
| 救急搬送による救急患者数 | 6,396人 | (3,689人) |
| 救急搬送以外の救急患者数 | 5,949人 | (1,041人) |
| 合計 | 12,345人 | (4,730人) |

※括弧内は、入院を要した患者数

(2) 救急医療圏（2次医療圏）人口における救急搬送患者数割合（①,②のいずれかに該当すること）

| | |
|------------------------------------|---------------------|
| ① 救急搬送患者※1／救急医療圏人口※2 × 1,000 ≒ 2 | 9.4 (少数点第1位まで記入) |
| 救急医療圏人口※2 | 677,888人 |
| ② 当該医療機関における年間の救急搬送患者の受入数 ≒ 1,000人 | 6,396人 |

(3) 救急用又は患者輸送用自動車所持台数

| | |
|---------------|----|
| 救急用又は患者輸送用自動車 | 1台 |
|---------------|----|

4 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

- 1 必要な図書等を整備し、以下のような研修を定期的に行う体制が整備されていること。
 - ・ 地域の医師等を含めた症例検討会
 - ・ 医学・医療に関する講習会
 - 2 研修目標、研修計画、研修指導体制その他研修の実施のために必要な事項を定めた研修プログラムを作成していること。
 - 3 研修プログラムの管理及び評価を行うために、病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会が設置されていること。
 - 4 研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること
 - 5 年間12回以上の研修を開催していること。
- 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれること。また、医師だけでなく、他の医療従事者を対象としたものが含まれていること。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、オンライン等での対応を検討したうえ、延期又は休止等の措置をして差し支えない。（国事務連絡の抜粋）

| | |
|---------------------|--|
| 研修の内容 | ・ 医学、医療に関する講演会（学術講演会） ・ 地域の医師等も含めた症例検討会 等 |
| 地域の医療従事者の実施回数 | 21回 |
| 合計研修者数 ※院外からの延べ参加人数 | 448人 |
| 研修体制 | 研修プログラムの有無 有 研修委員会の設置の有無 有 研修指導者数 42人 |
| 研修施設 | ホール・会議室・スキルスラボ |

5 診療並びに病院の管理運営に関する諸記録の体系的な管理方法

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定め、諸記録を適切に分類して管理すること。

| | | |
|-----------------------|---------------------------|---------|
| 管理責任者 | 院長 谷田 信行 | |
| 管理担当者 | 総務・人事課長（文書管理主管課長）および各部門の長 | |
| 診療に関する諸記録の保管場所 | 医事課・医療情報管理課 | |
| 病院の管理及び運営に関する諸記録の保管場所 | 共同利用の実績 | 地域医療連携課 |
| | 救急医療の提供の実績 | 企画課 |
| | 地域医療従事者向けの研修の実績 | 総務・人事課 |
| | 閲覧実績 | 総務・人事課 |
| | 紹介患者に対する関係帳簿 | 地域医療連携課 |

6 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

患者を紹介しようとする医師、歯科医師及び地方公共団体から諸記録の閲覧を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧させること。

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいように掲示すること。

| | | |
|-----------|---------------------|------------------|
| 閲覧責任者 | 院長 谷田 信行 | |
| 閲覧担当者 | 総務・人事課長、医療情報管理課長 | |
| 閲覧に応じる場所 | 総務・人事課、会議室、応接室、診察室等 | |
| 前年度の総閲覧件数 | 110件 | |
| 閲覧者別延べ件数 | 当該病院に患者を紹介しようとする | 医師 10件 歯科医師 件 |
| | 地方公共団体 | 件 |
| | その他 | 100件 |
| | | |

7 委員会の開催実績

- 1 当該地域の医師会等医療関係団体の代表、当該病院が所在する都道府県・市町村の代表、学識経験者等により構成することが適當であること。
- 2 当該病院の関係者以外の者が大半を占めるよう留意すること。
- 3 定期的（最低四半期に一回程度）に開催することを原則とし、そのほか、必要に応じて不定期に開催することを妨げない。
- 4 当該病院の管理者は、委員会から意見が提出された時は、最大限それを尊重するものであること。
※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、オンライン等での対応を検討したうえ、延期又は休止等の措置をして差し支えない。（国事務連絡の抜粋）

| | |
|----------|--|
| 委員会の開催回数 | 3回（国事務連絡（※）より適） |
| 委員会の概要 | <ul style="list-style-type: none">・令和3年度（第24回）地域医療支援病院運営委員会 日時：令和3年8月3日（木）18:30～19:30 場所：小ホール・令和3年度（第25回）地域医療支援病院運営委員会 日時：令和3年12月9日（木）書面開催・令和3年度（第26回）地域医療支援病院運営委員会 日時：令和4年2月28日（月）18:00～19:00 場所：小ホール |

8 患者相談の実績

病院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者及び家族等からの苦情、相談に応じられる体制を

| | |
|----------|--|
| 相談を行う場所 | 相談窓口・相談室・その他（病棟のカンファレンス室） |
| 主たる相談対応者 | 医療社会事業部 医療ソーシャルワーカー 4名、看護師 4名 |
| 相談件数 | 21,941件 |
| 相談概要 | <p>・退院調整関係 14,738件（転退院調整患者数再掲 3,521件） ・経済的相談 480件 (医療費・生活費に関する相談、生活保護など公費制度活用援助など) ・心理社会的相談 1,398件 (療養生活・地域生活に対する不安・悩みへの傾聴や情報提供など) ・その他相談援助 2,926件 (受診受療関係や人権に関わる問題、その他福祉関係法の利用について) その他、院内チームとの情報交換・連絡調整・意見交換、院外関係機関との連絡調整・情報提供など</p> <p>・がん医療相談（看護師） 763件 ・医療相談支援室相談件数（ソーシャルワーカー、看護師） 1,636件</p> <p>がん医療、療養（食事・運動の仕方）、症状の心配（受診科、症状・検査・薬、不安）、 医療費（医療保険、公的助成）、福祉サービス、介護保険、障害年金、 医療不信や職員の対応や施設に関する苦情など。</p> |

9 地域医療支援病院に求められるその他の取組（任意）

（1）病院の機能に関する第三者による評価

| 病院の機能に関する第三者による評価の有無 | 有 |
|----------------------|--|
| 評価を行った機関名、評価を受けた時期 | <ul style="list-style-type: none"> ・病院機能評価3rdG:Ver2.0 一般病院2認定 令和3年3月20日 (初回認定:平成18年3月20日) ・日本医療機能評価機構(高度・専門機能) :救急医療・災害時の医療Ver1.0 令和3年1月 (初回認定:平成28年1月) ・人間ドック健診施設機能評価認定 平成29年4月 (初回認定:平成25年1月) |

注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

（2）果たしている役割に関する情報発信

| 果たしている役割に関する情報発信の有無 | 有 |
|---------------------|--|
| 情報発信の方法、内容等の概要 | <p>地域医療連携室広報誌「ほっとクロス」、診療科案内 1回/年発行（各科の特色および医師紹介）</p> <p>表敬訪問や訪問研修・講習会、意見交換会、Webページ</p> |

（3）退院調整部門

| 退院調整部門の有無 | 有 |
|--------------|---|
| 退院調整部門の有無の概要 | 療養支援看護師を各病棟に配置し、病棟専任の社会福祉士と連携をとりながら退院調整を実施している。また、専従の退院調整看護師が病棟をラウンドし、スムーズに調整ができるよう支援をしている。 |

（4）地域連携を促進するための取組

| 地域連携クリティカルパスの策定 | 有 |
|-------------------------|--|
| 策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 | 脳卒中連携パス・大腿骨頸部骨折連携パス・がん連携パス・急性冠症候群ACSパス |
| 地域連携クリティカルパスを普及させるための取組 | それぞれの合同会及び広報 |

【医療法】

第十二条の二 地域医療支援病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

【医療法施行規則】

第九条の二 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

二 共同利用の実績

三 救急医療の提供の実績

四 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

五 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

六 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

七 第九条の十九第一項に規定する委員会の開催の実績

八 患者相談の実績

2 前項の報告書は、毎年十月五日までに都道府県知事に提出するものとする。

3 都道府県知事は、法第十二条の二第二項 の規定により、第一項の報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

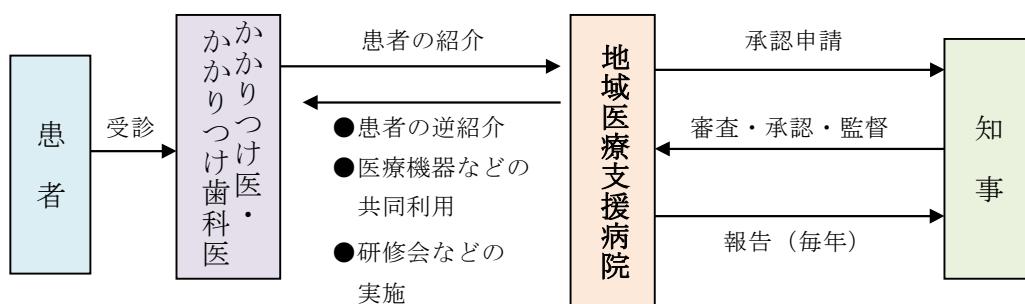
第5節 地域医療支援病院の整備

1 地域医療支援病院とは

地域医療支援病院は、かかりつけ医・かかりつけ歯科医からの紹介患者への医療の提供、医療機器などの共同利用、救急医療の実施、地域の医療従事者の資質向上の研修などを行うなど、かかりつけ医への支援を行う能力や設備を有する病院として知事が承認する病院です。

地域の病院、診療所などの後方支援により医療機関の機能の分担と連携を推進することを目的に、平成9年12月の第3次医療法改正により創設されました。また、平成18年の第5次医療法改正により、在宅医療の提供の推進についても地域の医療機関を支援することが求められています。

(図表5-5-1) 地域医療支援病院のイメージ



<参考> 地域医療支援病院の主な承認要件

- (1) 他の病院または診療所から紹介された患者に対し医療を提供する紹介外来制を原則とし、次のいずれかに該当する。
 - ア 他の医療機関からの紹介患者数の割合が80%を上回る。
 - イ 他の医療機関からの紹介患者数の割合が65%を上回り、かつ、逆紹介率が40%を上回る。
 - ウ 他の医療機関からの紹介患者数の割合が50%を上回り、かつ、逆紹介率が70%を上回る。
- (2) 他の医療機関に対し、医療施設や医療機器などを提供し共同利用のための体制が整備されている。
- (3) 救急医療を提供する能力を有している。
- (4) 地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修などを実施している。
- (5) 原則として200床以上の病床を有する。